別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期		６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
電気装置	点火装置	（※４）（※５）１　点火プラグの状態 （※８）２　点火時期	（※８）　ディストリビュータのキャップの状態
	（略）		
（略）			

㊟①～⑦　（略）

⑧　（※８）印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期		１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
電気装置	点火装置	（※１）（※２）１　点火プラグの状態 （※４）２　点火時期 （※４）３　ディストリビュータのキャップの状態	
	（略）		
（略）			

㊟①～④　（略）

⑤　（※４）印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期		６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
電気装置	点火装置	（※４）（※５）１　点火プラグの状態 ２　点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	（略）		
（略）			

㊟①～⑦　（略）

（新設）

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期		１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
電気装置	点火装置	（※１）（※２）１　点火プラグの状態 ２　点火時期 ３　ディストリビュータのキャップの状態	
	（略）		
（略）			

㊟①～④　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫